

# 懲戒処分の公表基準

江南市

本指針は、懲戒処分（交通事故・交通法規違反に係るものを含む。以下同じ。）の公表に係る原則的な取扱いを示したものである。なお、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案し、公表対象、公表内容等について、別途の取扱いをすべき場合がある。

## 1 公表対象

次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表する。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分

## 2 公表内容

事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、職名等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表する。

## 3 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等1及び2によることが適当でないと認められる場合は、1及び2にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しない。

## 4 公表時期

懲戒処分を行った後、速やかに公表する。ただし、軽微な事案については、一定期間ごと一括して公表することも差し支えないものとする。

## 5 公表方法

報道機関への発表、市ホームページへの掲載その他適宜の方法による。

## 6 施行日

この基準は、令和3年4月1日から施行する。